第３号様式（条例第９条第３項及び第４項関係）

届出住宅の概要の変更に係る報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）　京　都　市　長 | 年　　　月　　　日 |
| 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話　　　－　　　　 |

|  |
| --- |
| 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第９条第３項及び第４項の規定により、届出住宅の概要の変更に係る報告をします。この報告書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 |
| 変更届の提出を行う届出住宅の届出番号　　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 変更する項目 | 変更後の内容 |
| □ | 届出住宅の宿泊定員 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| □ | 代理人の選任 | 条例第１２条第１項の規定による代理人の選任の有無□　有り　　　　　　　　　　　　□　無し　氏名（名称及び代表者名）：　住所（所在地）：　連絡先： |
| □ | 宿泊者の本人確認及び人数確認、迷惑行為防止に係る説明の方法 | □　対面□　その他の方法 |
| □ | 現地対応管理者名及び連絡先（法人の場合は名称、代表者名）（町内会等の場合は名称及び責任者名） | 現地対応管理者名：　担当者（法人の場合）：　連絡先：（複数の担当者を記載する場合は、主たる担当者の前に〇を付けてください。） |
| 現地対応管理者として従事する者が駐在する「現地対応管理者待機場所」の所在地及び連絡先 | 所在地　　：主な駐在者：連絡先　　：（標識に記載する連絡先の電話番号を記入してください。） |
| 現地対応管理者の駐在場所から届出住宅まで徒歩で到着するための時間及び距離 | 　　　　　　　　　　　 分（道のり　　　メートル） | 移動に使用する交通用具 |  |
| □ | 届出住宅の避難通路の最も狭い部分の幅員 | □　１．５ｍ以上　　□　１．５ｍ未満で次に掲げる事項を遵守している。　（住宅宿泊管理業者にあっては、４に掲げる事項を除く。）　１　宿泊の形態を、１回の宿泊について、５人以下で構成される１組に限る。　２　当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、当該届出住宅が存する町内又は災害時における宿泊者の安否の確認及び避難誘導を適切に行うことができる範囲として市長が認める範囲内に現地対応管理者を置く。　３　災害時における宿泊者の避難上の安全性の向上に努める。　４　当該届出住宅の耐震性の向上を図る。 |
| □ | 届出住宅から排出される廃棄物の処理方法 | □　住宅宿泊事業者が自ら廃棄物の処理施設に運搬一般廃棄物の運搬先【　　　　　　　　　　　　　　】　　産業廃棄物の運搬先【　　　　　　　　　　　　　　】　注）京都市内の各クリーンセンターへの産業廃棄物の持ち込みはできません。□　廃棄物収集運搬許可業者への収集・運搬の委託　　　　委託先の事業者の名称　　　　　　　　収集頻度　　一般廃棄物：【　　　　　　　　　　　】【　　　　　　】　　産業廃棄物：【　　　　　　　　　　　】【　　　　　　】 |
| □ | 届出住宅の施設概要 | 宿泊室（壁、建具等で区画された室） | 　　室 | 各宿泊室の面積（内のりに限る） | ①　　　　㎡ | 寝台等の台数 | 寝台（1人用）　　台寝台（２人用）　　台階層式寝台　　台布　団　　組 |
| ②　　　　㎡ | 寝台（1人用）　　台寝台（２人用）　　台階層式寝台　　台布　団　　組 |
| ③　　　　㎡ | 寝台（1人用）　　台寝台（２人用）　　台階層式寝台　　台布　団　　組 |
| ④　　　　㎡ | 寝台（1人用）　　台寝台（２人用）　　台階層式寝台　　台布　団　　組 |
| ⑤　　　　㎡ | 寝台（1人用）　　台寝台（２人用）　　台階層式寝台　　台布　団　　組 |
| 浴室 | 　　　　　　　　　　　　　　　箇所 |
| 便所 | 　　　　　　　　　　　　　　　箇所 |
| 洗面設備 | 　　　　　　　　　　　　　　　個 |

備考１　該当する□には、レ印を記入してください。

　　２　法第３条第４項に規定する変更の報告を行う場合で、条例第９条第３項に係る変更がある場合は提出してください。

　　３　条例第１２条第１項に規定する代理人を変更した場合は、その代理権を証する書類を添付してください。

　　４　現地対応管理者の駐在場所を変更する場合は、現地対応管理者が駐在する場所から届出住宅への移動経路を示した地図を添付してください。

　　５　届出住宅の避難通路の最も狭い部分の幅員を変更するときは、変更内容を確認することができる書類を添付してください。

　　６　宿泊室に係る変更がある場合は、各宿泊室の番号を別に提出する又は既に提出している届出住宅の図面と一致させること。

　　７　寝台等の台数、浴室、便所、洗面設備は、宿泊者が使用する数を記入してください。